

【令和5年度 政策・調整会議】

件名：「第5次かわさきノーマライゼーションプラン（障害者計画・障害者福祉計画・障害児福祉計画）改定版」（案）について

日時：令和5年11月10日（金）10：50～10：55

場所：本庁舎7階特別会議室

●付議理由

令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間とする「第5次かわさきノーマライゼーションプラン」について、6年間を計画期間とする「第5次障害者計画」の改定と、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」の策定を一体的に行うことで、本市の障害福祉施策の更なる推進を図るため。

●付議概要

「ノーマライゼーションプラン」に「障害者通所事業所整備計画」を統合し、「第5次かわさきノーマライゼーションプラン（障害者計画・障害者福祉計画・障害児福祉計画）改定版」（案）として取りまとめるとともに、広く市民意見を募集する。

〈案〉

計画期間 障害者計画（令和3年～8年度）、障害福祉計画（令和6年～8年度）、
障害児福祉計画（令和6年～8年度）

1 基本理念

「障害のある人もない人も、お互いを尊重しながら共に支え合う、自立と共生の地域社会の実現」

2 施策体系の基本方針

- ・基本方針Ⅰ 育ち、学び、働き、暮らす～多様なニーズに対応するための包括的な支援体制（地域リハビリテーション）の構築～
- ・基本方針Ⅱ 地域とかかわる～地域の中でいきいきと暮らしていける「心のバリアフリー都市川崎」の実現～
- ・基本方針Ⅲ やさしいまちづくり～誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりの推進～

3 重点的に取り組む目標（障害福祉計画・障害児福祉計画）

福祉施設から地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援の充実、福祉施設から一般就労への移行等、障害児支援の提供体制の整備等、相談支援体制の充実・強化、障害福祉サービス等の質の向上

4 障害者通所事業所整備計画の統合

特別支援学校等卒業生の進路対策を継続していくことに加え、生活介護事業所を含めた通所事業所の整備を障害のある方の地域生活支援の取組として一体的に進めていくことを明確にするため本改定において統合する。

●結論

案のとおり了承。